

EZYSTYLE FC SYSTEM

イージースタイル・フランチャイズ・システム

契約の概要とあらまし

(2020.05 改訂)

★フランチャイズ参加をご検討される方へ★

このたびは、"EZY-STYLE FC SYSTEM"（イージースタイル・フランチャイズ・システム）への参加をご検討いただきまして、誠にありがとうございます。

私、高岡修はEZY-STYLE FC SYSTEM（イージーカフェ）の名のもとに2006年末より「移動カフェ」を運営してまいりました。そして、2011年1月より「移動カフェを開業したい」という方へ開業支援を無償にて行なっていました。そして、2012年1月より、有償にて開業及び運営サポートを行なう「EZY-STYLE FC SYSTEM」（イージースタイル・フランチャイズ・システム）として新たにスタートいたしました。

< 単なる「開業支援」から「フランチャイズ・システム」へ発展させた理由 >

1. 思っていた以上に開業支援のご希望者が多く、今までのような片手間なかたちでは十分なお支援ができなくなってきたこと。
2. 無償の開業支援では、運営ノウハウや情報などの開示がどうしても中途半端になってしまうこと。
3. フランチャイズ・システム化することによって、より充実したサポートが可能となると考えたこと。

< イージースタイル・フランチャイズ・システムについて >

"EZY-STYLE FC SYSTEM"は、既存の移動販売FCシステムの問題点をできるだけ排除したいと考えてスタートいたしました。

多くの移動販売FC企業の第一の目的は、加盟店の成功ではなく、移動販売車の販売や研修料などで利益を得ることにあるようにも感じます。低資本で始められることを売りにし、一部の成功例を挙げ、シュミレーションを作成しているところもあります。確かに成功者はおられるでしょう。しかし、反面、多くの方が成功（長期継続）できず、短期間で廃業されているという事例も多く見られます。

もちろん、FC企業はメリットばかりではなくデメリットをも伝えています。しかし所詮FC運営で成り立っている企業ですのでメリットを伝えることが主体になってしまうことはいたし方ないこと、とは思いますが・・・

移動販売は、決して誰でも「簡単に成功できる」商売ではありません！

もちろん、EZYSTYLE FCに参加されても、必ず成功するわけではありません！

順調な時期があっても、それがいつまでも続くとは限りません！

固定店舗以上に天候の良し悪しに大きく左右されます！

・・・などなど

確かに移動販売は、固定店舗と比較すると低資金で開業が可能です。しかし、決して「簡単に儲かる」ということはありません！

まずは、最低限でも、上記のことを念頭に置いていただいたうえで・・・

EZY-STYLE FC SYSTEM では、「移動販売（移動カフェ）で成功する（＝失敗しない）」ために、EZYCAFE が14年間で得たノウハウを可能な限りご伝授させていただくと共に、参加店様の個性とオリジナリティー）を最重視したスタイルでのご成功に向け、微力ながら、私なりのスタイル（EZYSTYLE）で、可能な限りのサポートをさせていただきます。

ご参加をご検討される方は、下記をご覧くださいとともに、今後のお話しなどを含めて、イージースタイル・フランチャイズシステムを十分にご理解・ご検討いただけますよう、どうぞよろしくお願い致します。

EZY-STYLE FC SYSTEM CHIEF: 高岡 修

（１）事業者の概要

1、事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

商号：EZYSTYLE FC SYSTEM 運営店屋号：E Z Y C A F E（イージーカフェ）

オフィス住所：京都市西京区嵐山谷ヶ辻子町51番地 ヴェルフィオーレ嵐山105

代表者：高岡 修

2、事業者がFC（開業支援）以外に行っている他の事業

エスプレッソマシン・カフェ用品・機器販売および斡旋、移動販売車（キッチンカー）やカスタムカーの製作、コーヒー豆やカフェ材料の販売および斡旋、キッチンカーイベントやフードコートなどのプロデュース、各種イベントへの移動販売車の派遣と斡旋など

3、事業の開始時期

移動販売（移動カフェ）開業：2006年

フランチャイズ募集開始：2012年

（２）参加に際し徴収する参加料、研修料、保証金他の金銭に関する事項及びその内容

1、徴収する金銭の額

- 加盟金：20万円
（イーリースタイル・フランチャイズ・システムとノウハウ使用料及び継続的サポート料）
- 研修費：[A] 25万円（5日間） または [B] 35万円（7日間）
 - * [A]は、基本的にポッド式エスプレッソマシンを導入される場合など。
 - * [B]は、セミオートエスプレッソマシンを導入される場合など。
 - * 研修は基本的に京都での実施となります。但し、遠方の方で、近郊に EZYSTYLE FC 加盟店がおられる場合はそちらでの実施も可能。
 - * 研修時間は基本的に1日約6時間。
 - * 運営開始に必要なオペレーションや接客の能力（スキル）が身についてないと判断される場合は追加研修していただく場合があります。追加研修料は4万円/日）
- 定期的なロイヤリティー：京都/大阪/滋賀/奈良/兵庫（神戸市以東）の方：売上額の3%、前記地域以外の方：なし
- 臨時的な手数料：本部が請け負った出店案件などで、出店交渉や手続き、精算業務などを本部が行なった場合は手間費をいただく場合があります。ただし、案内および紹介などにおいてのサポート程度の場合はいたしません。）
- 保証金：5万円
- 車体費・車両改装費、および必要に応じた車両搬送費用など：実費
 - * 完成車の持ち込み、ベース車両のお持ち込みなども可能です。
 - （但し、販売車は本部の承認を得ていただきますので事前にご相談ください。）
- 業務用エスプレッソマシン&グラインダー購入費：実費
 - * エスプレッソドリンク導入の方のみ
 - * 加盟店様のスタイルに応じて最適なマシンをアドバイスいたします。
 - * 弊社と業務提携を行なっている販売業者をご案内します。
 - （割引価格にてご購入していただけます。）
 - * 自己購入（持込）でも結構ですが、その場合は一応ご相談ください。

<下記は原則として自己購入となりますが、弊社が販売または斡旋・代理購入も行います。>

* 必要に応じてのアドバイスはいたしますのでご相談ください。

- 移動カフェ開業用品（メニュー看板・パラソル・クーラーボックスなど）
- ポータブル発電機：必要の方のみ
- 小型冷蔵庫（車内用）&室内温度計、または業務用冷凍・冷蔵庫など：必要な場合のみ
- 材料・消耗品：必要に応じて

上記は、ドリンク用の開業用品となっております。

* 記載の金額は税抜きです。（保証金のみ非課税）

2、徴収の時期と方法

加盟金：契約の締結時に指定銀行へ振り込んでいただきます。

研修費：契約の締結時に指定銀行へ振り込んでいただきます。

（追加研修や加盟店様のご依頼による訪問サポートを行った場合は、その毎に支払っていただきます。）

車両カスタム費（弊社が請け負った場合）および弊社がご用する物品費：随時指定銀行へ振り込んでいただきます。

3、当該金額の返還に関する事項

加盟金：契約終了後は、事由の如何を問わず返還されません。

研修費：研修実施後は返還されません。

（3）加盟者に対する材料の販売条件に関する事項

1、本部が加盟店に販売する材料

原則として、コーヒー豆のみ。フレーバーシロップ、スムージーベースなどは卸売店などを紹介いたします。（手数料はいただきません。）あるいは本部推薦の商品（または同等以上の品質を有するもの）をご自身で購入していただいても結構です。

ホットドッグまたはパニーニなど（を販売の場合）のパンは、利便性を考慮し、基本的に本部使用品と同等のものをお近くのパン屋さんに製造依頼していただきます。良いパン屋さんが見つかるまでは本部が販売または斡旋いたします。

商品に付随するその他の材料及び消耗品は、原則として地元の販売店あるいはインターネット通販などで購入していただきます。ただし、材料は全て出来るだけ高品質かつ安全なものを使用してください。自己購入が難しい場合は、販売や斡旋もいたします。

コーヒー豆とホットドッグなどフードの材料に関しては、下項（6）-3の「販売品目と使用材料に関する事項」も合わせてご参照ください。

* オリジナル商品の開発・販売は自由です。（必要な場合は、アドバイスいたします。）

2、加盟者に販売する商品及び材料の代金の決済方法

指定する預金口座に振り込んでいただきます。

（4）研修・指導（サポート及びフォロー）に関する事項

1、研修プログラムの内容

研修は、カフェドリンク（エスプレッソおよびレギュラーコーヒーベースのアレンジドリンク、コーヒー、フレーバードリンク、スムージー）及びファストフード（ホットドッグ、パニーニ、パンケーキなど）を移動販売で開業するためのプログラムとなっております。

ファストフードなどを販売されない場合も研修期間及び研修料などは同額です。

実地研修は、基本的に通常営業中に行います。まずは基本的なことを学んでいただいた後、実践の中で様々なスキルを習得していただきます。

研修期間は、基本的に5日間または7日間ですが、習得には個人差がありますので、必要な場合は追加研修を行っていただきます。追加料金は、1日（6時間）につき4万円となります。

交通費、滞在費は、加盟店様のご負担となります。

同時に2名様までは1名様分の料金とさせていただきます。（2名以上をご希望の場合はご相談ください。）

研修は、次のように、4つのプログラムに分けて実施いたします。

① 基本研修（座学と実技指導）

移動カフェ（移動販売）開業・運営に必要な基本知識全般（営業許可の取得に関して、カフェに適した出店場所の選び方および出店交渉術、集客術、接客術、出店場所・イベント内容・年齢層・季節や天候（気温）によってのメニューの決め方、売れる店に成るための出店術・・・

エスプレッソマシンの操作法&メンテナンス（エスプレッソドリンク導入の方）、おいしいコーヒーの淹れ方ほか、各レシピ習得、材料仕入及び保存方法、衛生管理など

② 実技研修

実際の販売体験を通して、基本研修で学んだことをしっかり身につけていただきます。

③ 営業実践研修・ロールプレイングと開店に向けての準備指導

実際に販売（営業）を行っていただき、調理技術や接客術などの（しっかり習得できていないところや苦手なところなど）最終チェック&復習をおこなっていただきます。そして、本部認定後、オープンに向けての準備指導を行います。

④ イベント体験研修

イベントにスタッフとして参加していただき、イベント出店でのノウハウとスキルなどを実践を体験して習得していただきます。

2、指導・相談（サポート&フォロー）に関して

契約期間中、加盟者の運営全般について、本部が継続的に指導・相談（サポート&フォロー）を行います。

指導・相談（サポート&フォロー）は、原則として電話・LINEなどSNSメッセージ・メールなどにて行いますが、必要な場合は店舗に訪問いたします。

加盟者の依頼による訪問サポート&フォローにかかる交通費、宿泊費等の費用は、加盟店の負担とさせていただきます。

（5）商号に関する事項

1. 商号の一部に「E Z Y C A F E」を使用していただくことは自由です。独自の商号（屋号）を使用していただいて結構です。ただし、商号決定は、本部とご相談いただき、承認を得ていただきます。

また、改装済の車両持込での参加におきましては、デザイン性や機能全般が本部の考えるレベルに満たない場合は、「EZYCAFE」の使用を承認できない場合がございます。

2. 「EZYCAFE」を使用の場合、フランチャイズ契約が終了した時点で使用を中止していただきます。

(6) 販売品目と使用材料に関する事項

1、ドリンク類の販売品目：原則として自由

カフェドリンク（コーヒー、エスプレッソ、カフェアメリカノ、カフェラテ、カプチーノ、カフェモカ、フレーバーラテ・・・など）、イタリアンソーダ、フレーバーミルク・タピオカドリンク、スムージー・フロゼンドリンク、オリジナルドリンク.....etc

2、その他の販売品目：原則として自由

ホットドッグ、パニーニ、ワッフル、クレープ、その他カフェフード、ケーキやドーナツ・シュークリーム・クッキーなどのスイーツ、フラッペ（かき氷）、ジェラート、アイスクリーム、オリジナルジュース.....etc

* フードやスイーツは販売せず、ドリンクのみを販売することも可能です。

ただし、加盟金と研修費及び研修期間は同じです。

* 販売品は、原則的に「食品営業許可を取得した商品」に限ります。

取得条件は販売地域により異なります。

また、許可のない商品を販売される場合は加盟店様の自己責任となります。

販売する商品は、一応、事前に本部にご連絡ください。

（一時的に販売する商品は結構です。）

* 必要な場合は、随時参考レシピの提案・指導などを行います。

3、材料の使用及び品質に関して

コーヒー豆（エスプレッソ及びレギュラーコーヒー）は、原則としてEZYSTYLE オリジナルブレンド（最上級アラビカ種100%）コーヒー豆を使用していただきます。但し、他にご自身がお好みのコーヒー豆がお有りの場合は、そちらをご使用いただくことも可能です。その場合、事前に本部の承認を得ていただきます。

フードなどに使用する材料は、原則として自由ですが、なるべく高品質で体に優しいものを使用してください。

(7) 契約の期間並びに契約の更新および解除に関する事項

1. 契約の期間

契約の期間は、契約した日より3年間とします。

2. 契約更新の条件および手続き

契約期間が満了する日迄に、本部または加盟店がこの契約の解除を希望しない場合、この契約を更に2年間、同一内容で自動更新します。また、以降も同じとします。

3. 参加店に次のような事由が生じたときは、本部は契約を解除することができます。
- 支払義務を履行しない場合
 - 契約締結後、一切の連絡が取れなくなった場合。
 - 本契約に基づく事項に虚偽の報告をした場合
 - 契約に違反し又は重大な義務を履行しない場合
 - EZYSTYLE FC 店としてふさわしくない店と本部が判断した場合
4. 契約解除によって生じる損害賠償金の支払その他の義務の内容
- 契約終了後は、参加店は本部と関係があるかのような誤認混同を生じる可能性のある表示をできません。
 - 契約終了後は、EZYSTYLE FC / EZYCAFE の商標等を使用することはできません。
また、契約期間中に試用していた商標等は、店舗、看板等から、加盟店の費用でただちに除去しなければなりません。
 - 本部が加盟店に貸与したマニュアル、物品等はただちに返還して頂きます。
 - 参加店は、契約終了後１年間は、同一業種の店舗の営業に従事してはなりません。
 - 参加店が本部から開示をうけた秘密事項については、契約終了後も第三者に漏洩してはなりません。
 - 契約解除の原因となった行為、または EZYSTYLE / EZYCAFE の信用を傷つけた行為によって、本部が損害を被ったときは賠償を請求することがあります。

以上です。

もちろん、ご不明の点やご質問及び疑問などがございましたら、何なりとご連絡ください。

EZY-STYLE FC SYSTEM
CHIEF 高岡 修